

展示会出展契約規約

- 事務局
 - ここに定める事務局とは主催者及び共催者が組織する当展示会の運営事務局を指します。
- 出展資格
 - 出展社は、事務局の定める展示会主旨に沿う製品、サービスを提供する会社、その他の事業体に限定され、事務局は出展製品サービス等が、展示会主旨に適するか否かを判断する権利を有します。
- 出品物・販売物の制限
 - 出品物(販売物を含む)は、すべてCESAの倫理規定に準じたものに限り、CESA倫理規定に抵触するソフトに関連した物品(キャラクターグッズ等)の展示販売も禁止します。CESA倫理規定については、ホームページ(<http://www.cesa.or.jp>)を参照してください。
 - コンシューマ向けゲームソフトおよび関連製品・サービスのプロモーションと、関連グッズの販売を原則とします。
 - ※ゲームソフトについては出展区分の制限を参照してください。
 - 申込出展社が取り扱う商品以外の出品および販売はできません。共同出展を希望する場合は、事務局まで事前に相談してください。
- 出展区分の制限
 - 新聞、書籍を除く物品の販売は、物販コーナー、ファミリーコーナー(スペシャルブースを除く)、コスプレコーナー(ターンキーブースを除く)および主催者企画物販ブース以外ではできません。
 - ※一般展示コーナー、またはそれに準じるコーナーに出展しているパブリッシャーに限り、物販コーナーでゲームソフトの販売が可能です。また、ファミリーコーナー内でも、パブリッシャーに限り、ゲームソフトの販売を可能とします。
 - 同一コーナー内に複数箇所の小間出展を希望する場合は、事務局まで事前に相談してください。
- 展示規定
 - ブースの装飾・構造方法、音量、展示内容・方法、演出方法等は、事務局が提供する「出展要項」に規定され、出展社はこれに従わなければなりません。
 - 「出展要項」に規定がないブースの装飾・構造方法、音量、展示内容・方法、演出方法等についても、事務局が変更、中止が必要と判断を下した場合は、展示会開催前・開催期間中にかかわらず、出展社はこの判断に従うものとします。
 - 出展社は自社の展示が近隣の出展社などの妨害にならないようにしなければなりません。事務局が出展要項の規定をもとに妨害、違反の有無の判断を下し、出展社はこの判断に従うものとします。
 - 事務局の指示により生じた、装飾・構造方法、音量、展示内容・方法、演出方法等の変更、中止にともなう費用は出展社が全額負担するものとします。
- 出展社名
 - 出展社名は必ず正式出展社名を記入してください。展示会出展申込書に記入された出展社名は変更の申し出がない限り、展示会広告、展示会公式Webサイト、ガイドブックなどの出展社一覧に掲載します。
- 展示小間位置の決定
 - 展示小間位置は出展コーナー別を実施する小間位置選定会にて決定します。小間位置選定会は、隣接小間がない出展社(40小間以上)と、隣接小間がある出展社(40小間未満)の2回に分けて実施します。
 - ◎40小間以上(隣接小間がない形状)の出展社：2015年6月23日(火)
 - ◎40小間未満(隣接小間がある形状)の出展社：2015年7月1日(水)
 - 選定方法
 - ◎40小間以上の出展社
事務局で予め用意した大まかな選択可能エリアの中から、出展小間数が多い順にご希望の小間位置を選定します。
 - ◎40小間未満の出展社
小間数に応じて事務局で予め用意した選択対象小間の中から、出展小間数が多い順にご希望の小間位置を選定します。
小間数が同数の出展社が複数あった場合の選択順位は以下のようになります。
1.前回(東京ゲームショー2014)出展実績があり、かつ、出展申込締切日までに申し込んだ出展社
(出展申込締切日までに申込書が事務局に到着した出展社を意味します。)
2.前回出展実績があり、かつ、出展申込締切日を過ぎて申し込んだ出展社
3.前回出展実績がなく、かつ、出展申込締切日までに申し込んだ出展社
4.前回出展実績がなく、かつ、出展申込締切日を過ぎて申し込んだ出展社
 - ※上記条件が同じ出展社が複数ある場合は、CESA会員を優先し、さらに同じ条件になった場合は、抽選により選択順位を決定します。
 - ※40小間以上は、島小間(隣接する小間がない形状)とします。
 - ※小間位置選定会時に小間数および小間形状の変更はできません。
 - ※小間位置選定会時に収容しきれない場合、事務局と協議の上、小間数を調整するか、小間形状を申し込み小間数の同面積に換算して縦横の比率を変える場合があります。
 - ※小間位置選定後の位置変更はできません。ただし、他出展社のキャンセルまたは小間数追加等の理由がある場合は、事務局と協議の上、小間位置を変更する場合があります。
 - ※申し込み状況により、事前に選定方法を変更する場合があります。その場合は、小間位置選定会以前に事務局より連絡します。
- 小間形状 **重要**
 - 小間の形状(縦○小間×横○小間)は整数で申し込んでください。未記入の場合は事務局で判断させていただきます。
 - ◎40小間未満の場合
縦横ともに最大8小間とし、縦横比が1:3未満とします。ただし、縦1小間×横3小間は出展可能とします。
 - ◎40小間以上の場合
縦は最大7小間とし、縦7小間未満の場合の横小間は最大8小間としてください。
 - ◎49小間以上の場合、7の倍数でお申し込みください。その際は必ず縦を7小間としてください。
 - 会場レイアウトの都合上、配置が困難な小間形状は変更させていただく場合があります。
- 展示会期間
 - 出展社は、事務局が定める展示会準備期間中に小間装飾を行い、出展コーナーの展示会開催時刻前までに、すべての小間装飾を完成させるものとします。
 - すべての展示品及び装飾物は、事務局が定める撤去時間帯に、即日撤去するものとします。
 - 展示品の一部または全部を出展コーナーの開催期間中に撤去することは固く禁じます。
- 転貸の禁止
 - 出展社は事務局の許可なく、契約小間の全部または一部を他社へ譲渡、貸与等(譲渡料、貸与料等の有無を問わず)を行うことはできません。
- 防火に関する安全性
 - 出展社は、展示会場に適用される防火および安全にかかわるすべての規則、法規を厳守しなければなりません。
- 出展申込及び出展申込小間料金支払期限
 - 出展申込書を事務局が受理した日をもって出展契約日とします。出展契約日以降、CESA非会員の出展社が新たに会員となった場合も、出展料金の変更はできません。
 - 出展料金は、申込書を受理後、事務局より請求書を発行しますので、請求書に記載された支払期日までに事務局指定の銀行口座へ振り込んでください。支払期日までに入金が確認されない場合、出展をお断りする場合がありますのでご注意ください。
- 出展申込小間の解約
 - 出展社が出展申込後に申込小間のすべてまたは一部を解約する場合は、必ず文書にて連絡してください。その際、解約した期日により以下の解約料が発生します。(消費税別)
解約料のお振り込みは、解約の受理後、請求書を発行しますので、30日以内にお願いします。
2015年5月30日(土)～6月22日(月) 出展料の50%
2015年6月23日(火)以降 出展料の100%
- 損害責任
 - 事務局は理由の如何を問わず、出展社およびその雇用者または関係者が小間を使用することによって発生した人および物品の障害、損害等に対して一切の責任を負いません。
 - 各小間内の出展物の保護については、出展社各自で行うものとします。また天災その他の不可抗力により発生した事故(盗難、紛失、火災、損傷等)については、事務局は賠償の責を負いません。出展物の輸送および展示中の保護については、必要に応じて保険をかけるなど適切な対策を取ってください。
 - 事務局の指示により生じた、装飾・構造方法、音量、展示内容・方法、演出方法等の変更にもなう費用は出展社が全額負担するものと、事務局は理由の如何を問わず、一切の支払義務を負いません。
 - 出展社は、その雇用者または関係者の不注意によって生じた、展示会の建築物または設備の一切の損害に対して、ただちに賠償を行うものとします。
 - 事務局は看板類、またはその他のプロモーション用資料の中に偶発的に生じた誤字、脱字等に関する責任を負わないものとします。
- 展示会の中止
 - 事務局が事務局の都合によって展示会を中止し、出展社が小間を使用できなくなった場合には、事務局が出展社に対して、開催残余日数を基準として日割計算した小間賃貸料の払い戻しを行う以外、一切の責任を負いません。
 - 事務局は、直接的にも間接的にも、自然災害や各種感染症、テロなどの要素に帰すべき、あるいは第三者の命令または指示に帰する損害を出展社が被ることに責任を負いません。